

## 仕様書

1 委託件名 健康課題等と仕事の両立支援事業 業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで

### 3 事業目的

令和7年度の女性活躍推進法の改正により、女性活躍の推進は「女性の健康上の特性に留意して行うべきである」ことが基本原則に明確化され、一般事業主行動計画の策定にあたっては、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に配慮した取組が望ましいとされている。さらに、女性の健康支援に関する新たな認定制度が創設されるなど、企業には女性特有の健康課題への対応を一層推進することが求められている。

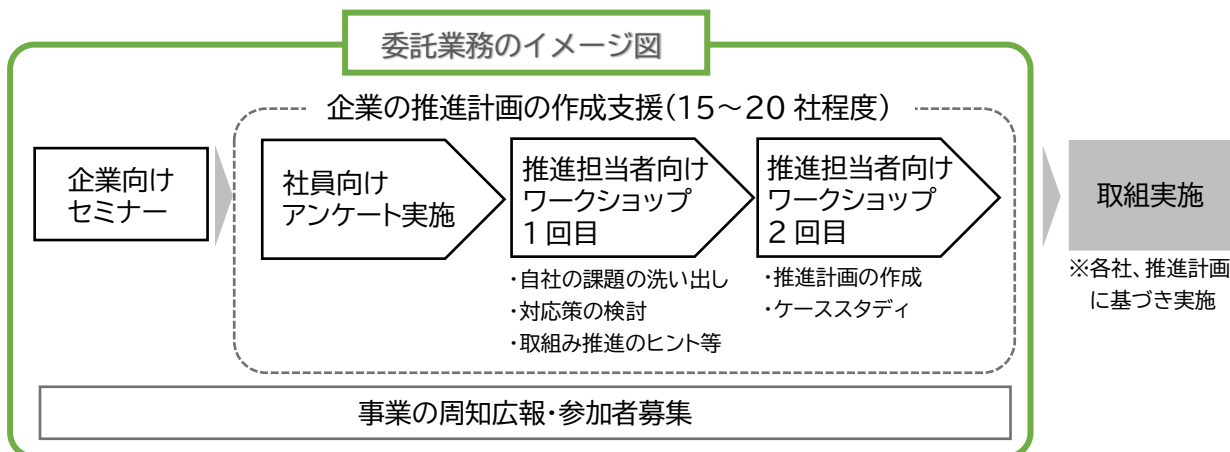
しかしながら、市内企業からは、意思決定層の理解や優先度の認識が十分でないため、具体的な取組みに発展しにくいといった課題も聞かれている。このため、経営層が自分事として認識しやすいテーマ（女性・男性の更年期障害や、健康課題による経済損失等）を契機として、経営層・管理職を含む組織全体の理解促進を図り、経営上の重要課題として優先度の向上を促すととともに、不妊治療や女性・男性特有の健康課題と仕事の両立に向けた推進計画の作成を支援する。

### 4 履行場所

市民局男女共同参画部女性活躍推進課 外

### 5 委託業務内容

次の内容を企画・実施すること



(1) 企業向けセミナーの開催・企画・運営

企業の経営層や管理職、推進担当者等を対象に、自分ごととして関心を持てるよう、女性・男性特有の健康課題に対する理解促進やヘルスリテラシーの向上を図るとともに、仕事との両立支援に向けた意思決定層の意識改革、取組み促進につながるセミナーを企画し開催すること。

①内容

- ア) 女性特有の健康課題等と男性の更年期障害の正しい理解と対処法の解説
  - イ) 先進企業の取組みや取組んだ効果（売上向上や人材確保等）、メリットの紹介
  - ウ) 希望者への生理痛体験の実施 等
- ※上記のほか、事業目的の達成に効果的な内容を提案すること。

②開催時期

令和8年8月～9月頃に開催・1回 60～90分程度  
※上記①ア、イを60分程度、ウをセミナー終了後に実施すること

③開催形式

会場は、市内の利便性の高い会場（定員100名程度）を選定すること。  
※福岡市男女共同参画推進センター・アミカス4階ホール（定員304人）は、下記日程で使用可能（会場借上料は発生せず）だが、事前に福岡市と調整すること  
8月20日（木）、9月15日（火）、17日（木）、18日（金）

④登壇者選定

登壇者は、事業内容に精通し、課題解決へ尽力できる候補者を選定し、福岡市と協議すること。

(2) 企業の推進計画の作成支援

①参加企業の募集

15～20社程度を募集し、日程調整や開催案内等を行うこと。周知期間は1ヵ月以上とし、(1)の企業向けセミナーの参加者も、参加後に応募できるスケジュールで募集すること。

②アンケート実施

参加企業従業員向けに、女性・男性特有の健康課題等や仕事に与える影響に関する認知度、症状の有無、仕事のパフォーマンスへの影響等に関するアンケートを

実施し、集計と参加企業への共有を行う。

※アンケートは、福岡市作成の実態把握アンケートを参考に、項目や実施方法について事前に福岡市と協議すること。

(実態把握アンケート : [https://danjokyodo.city.fukuoka.lg.jp/mieruka/work-health-support/img/Ank\\_jittai.pdf](https://danjokyodo.city.fukuoka.lg.jp/mieruka/work-health-support/img/Ank_jittai.pdf))

### ③ワークショップの企画・運営

企業の推進担当者を対象に、企業内の取組み促進につながるワークショップを2回実施すること。

#### ア) 内容

##### < 1回目 >

- ・ 女性・男性特有の健康課題と仕事の両立の現状と課題、メリットに関する情報提供、社員向けアンケートによる自社の状況把握
- ・ 先進的取組みを行っている企業の事例紹介等の情報提供
- ・ 各企業の課題の洗い出しと対応策の検討
- ・ 取組み推進のヒント
- ・ 企業間の情報交換やネットワークづくりの支援
- ・ フェムケア、フェムテック等、企業に導入できる新たなサービスに関する情報提供 等

##### < 2回目 >

- ・ 推進計画の作成、意見交換によるブラッシュアップ
- ・ ケーススタディ（職場からの困りごとに対する対応力強化） 等

※内容については、事前に福岡市に確認をとること。

上記のほか、事業目的の達成に効果的な内容を提案すること。

#### イ) ワークショップ参加者の募集

参加企業（15～20社）から30名程度

#### ウ) 講師等選定

ワークショップの講師は、事業内容に精通し、課題解決へ尽力できる候補者を選定すること。

エ) 開催日時

(1) の企業向けセミナー以降、2回実施すること。1回120分程度とし、1回目はオフライン、2回目はオンラインで開催すること。

※1回目については、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス視聴覚室（定員51名）を使用可能（会場借上料は発生せず）だが、事前に福岡市と調整すること

(3) ホームページ・広報用チラシの作成及び広報

・参加者募集用のホームページ（セミナー・推進計画の作成支援）を作成すること。

・チラシはA4両面でフルカラーとし、PDFデータを福岡市に提出すること。

・周知期間は1ヵ月以上とし、メルマガ・自社HPなどを活用し、可能な限り周知すること。広報活動については、福岡市に事前に申し出ること。

※上記のほか、効果的な広報について提案すること。

(4) 事前申し込み受付

ホームページ（セミナー・推進計画の作成支援）で参加者からの申し込み受付を行うこと。申込者へは自動返信等で申込受付メールを送信し、セミナーや推進計画の作成支援の内容などの問い合わせに対して対応をすること。

(5) セミナー・ワークショップ当日の運営

運営時の進行や質疑応答などの対応をすること。

(6) アンケートの作成・集計

セミナー・ワークショップ参加者に対し、満足度等（任意様式）についてのアンケート作成、実施、集計を行う。アンケート内容については事前に福岡市と協議すること。

(7) 事業の報告

業務終了後、速やかに業務完了報告書（紙ベース、電子データ）を提出すること。業務完了報告書には次のものを添付すること。

- ・参加者リスト
- ・作成資料
- ・セミナー・ワークショップの講座風景写真
- ・参加者へのメール内容
- ・アンケート用紙及び集計結果

## 6 その他

- (1) 業務の履行にあたっては福岡市と協議を行うこと。
- (2) 委託業務における参加企業から費用は徴しない。
- (3) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (4) 本書に定めのない事項または定める事項で疑義が生じた場合には福岡市と受託者で協議のうえ定めるものとする。